

公立大学法人宮崎公立大学職員の懲戒の基準に関する規程

平成19年4月1日

規程第62号

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第84条第2項の規定に基づき、その基準を定めることを目的とする。

(戒告)

第2条 職員が次の各号に該当する場合は、戒告に処する。

- (1) 正当な理由がなく、欠勤、遅刻、早退を重ねたとき
- (2) 故意に法人の設備機器を破壊し、又は粗雑に取り扱ったとき
- (3) 就業中、無断で職場を離れたとき
- (4) 法人の施設、器具、備品及び原材料を許可なく使用したとき
- (5) 定められた届出を怠ったとき又は虚偽の届出をしたとき
- (6) 過失により業務上の災害、傷害、盗難その他の事故を発生させた場合であって、損害の程度が軽微なとき
- (7) この規程、その他法人の定める諸規程に違反した場合であって、その事案が軽微なとき
- (8) 過失・怠慢もしくは監督不行届より比較的重要度の軽い個人情報につき、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を行った場合、または行おうとしたとき
- (9) その他、前各号に準ずる非行があったとき

(減給、停職、諭旨解雇)

第3条 職員が次の各号に該当する場合は、減給、停職又は諭旨解雇に処する。ただし、情状により、戒告にとどめることがある。

- (1) 戒告の懲戒処分を2回以上受けたとき
- (2) 正当な理由がなく、欠勤、遅刻、早退を繰り返し、3回以上の注意を受けても改めなかったとき
- (3) 正当な理由がなく、無断欠勤が5日以上に及ぶとき
- (4) 上司の命令に背き、又は職場の規律秩序を乱したとき
- (5) 社内で風紀を乱す行為をなしたとき
- (6) 過失・怠慢若しくは監督不行届により業務上の事故又は災害、傷害盗難その他の事故を発生させ、法人に重大な損害を与えたとき
- (7) 公序良俗に反する行為を行い、法人の信用、イメージを傷つけたとき
- (8) 訓戒処分を受けても改まらないとき
- (9) この規程、その他法人の定める諸規程類に違反したとき
- (10) 前条各号に該当する行為を行った場合で、その非行の程度が著しいとき
- (11) 過失・怠慢もしくは監督不行届より経営に中程度の打撃を与える可能性のある個人情報又は経営に大打撃を与える可能性のある個人情報につき、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を行った場合、または行おうとしたとき
- (12) その他、前各号に準ずる非行があったとき
- (13) 前条各号の違反が再度に及ぶとき、又は情状重大と認められるとき

2 他人を教唆、せん動又は、ほう助して前各号のいずれかに該当する行為をさせ、又はさせようとした職員に対しても、各号に準じて懲戒する

(懲戒解雇)

第4条 職員が次の各号に該当する場合は、懲戒解雇する。ただし、情状により、その処分を軽減し、諭旨退職又は停職若しくは減給とすることができる。

- (1) 戒告、減給、停職の懲戒処分を3回以上受けたとき
- (2) 職務上において不正行為を行ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により災害又は業務上の事故を発生させ、法人に重大な損害を与えたとき

- (4) 不正に法人の経理を操作し、金品を搾取したとき
 - (5) 犯罪行為を行ったとき
 - (6) 飲酒運転による事故を起こしたとき
 - (7) 正当な理由がなく、無断欠勤を繰り返し、3回以上の注意を受けても改めなかったとき
 - (8) 正当な理由がなく、無断欠勤が10日以上におよび、出勤の督促に応じなかったとき
 - (9) 職務上の地位を利用して、第三者から利益を得たとき
 - (10) 機密保持・その他業務遂行に関する基本誓約書に違反したとき
 - (11) この規程、その他法人の定める諸規程類に対する違反行為があったときで、その違反の程度が著しいとき
 - (12) 故意により経営に大打撃を与える可能性のある個人情報及び特定個人情報（個人番号を含む個人情報）につき、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を行った場合又は行おうとしたとき
 - (13) 第2条各号又は第3条第1項各号、第2項に該当する行為を行った場合で、その非行の程度が著しいとき
 - (14) その他、前各号に準ずる非行があったとき
 - (15) 素行不良で著しく学内の秩序又は風紀を乱したとき
 - (16) 私生活上の非違行為や法人に対する誹謗中傷等によって法人の名誉・信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき
 - (17) セクシャル・ハラスメント行為を行った場合で、情状重大と認められるとき。また、その行為が再度に及ぶとき。
 - (18) 前条第1項各号の違反が再度に及ぶとき、又は情状重大と認められるとき
- 2 他人を教唆、せん動又は、ほう助して第1項の各号のいずれかに該当する行為をさせ、又はさせようとした職員に対しても、各号に準じて懲戒する。

(管理監督者の懲戒)

第5条 管理・監督の地位にある役職員に対しては、その所属職員が懲戒処分を受けたときは、その責任者として懲戒することがある。ただし、その者が所属職員の管理・監督義務を怠っていないときはこの限りではない。

(準用)

第6条 第2条から第4条に規定するもののほか、懲戒を行うにあたっては、政治的行為及び争議行為を除き宮崎市懲戒処分の基準（宮人第422号平成30年9月27日副市長通知）を準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月8日から施行し、改正後の公立大学法人宮崎公立大学職員の懲戒の基準に関する規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月10日から施行する。